



長久手市の都市計画の変遷

令和7年4月9日現在

長久手市

目次

1	長久手市概要	・・・	1
2	都市計画区域	・・・	1
3	区域区分（市街化区域と市街化調整区域）		
	■市街化区域・市街化調整区域の変遷	・・・	2
4	地域地区		
	(1) 用途地域		
	■用途地域の変遷	・・・	3
	(2) 防火地域及び準防火地域		
	■防火地域及び準防火地域の変遷	・・・	5
	(3) 生産緑地地区		
	■生産緑地の変遷	・・・	5
5	地区計画等		
	(1) 地区計画		
	■地区計画の変遷	・・・	6
	(2) 再開発地区計画		
	■再開発地区計画の変遷	・・・	7
6	都市施設		
	(1) 道路		
	■道路の変遷	・・・	8
	(2) 都市高速鉄道		
	■都市高速鉄道の変遷	・・・	14
	(3) 公園、緑地		
	■公園の変遷	・・・	15
	■緑地の変遷	・・・	20
	(4) 墓園		
	■墓園の変遷	・・・	21
	(5) 下水道		
	■下水道の変遷	・・・	21
7	土地区画整理事業		
	■土地区画整理事業の変遷	・・・	22

1 長久手市の概要

本市は、名古屋市東側に隣接し面積は約22km²、人口は約6万人です。かつては緑豊かな丘陵地で農業を中心とした農村地域でしたが、昭和40年代の高度経済成長期における住宅地のドーナツ化現象により名古屋市周辺地域の開発が行われ、また、昭和45年には市街化区域が設定され、土地区画整理事業により都市基盤整備などが積極的に推進されました。これに伴い人口は、昭和初期に5千人、昭和44年に1万人、平成20年に5万人と増加し、平成24年1月には市制が施行され長久手町から長久手市となりました。現在、名古屋市に隣接した市西部は住宅地・商業施設などが多く都市化が進んでいる一方、市東部は今なお自然を多く残しており、市街化された都市と自然豊かな田園の両面を併せ持っています。

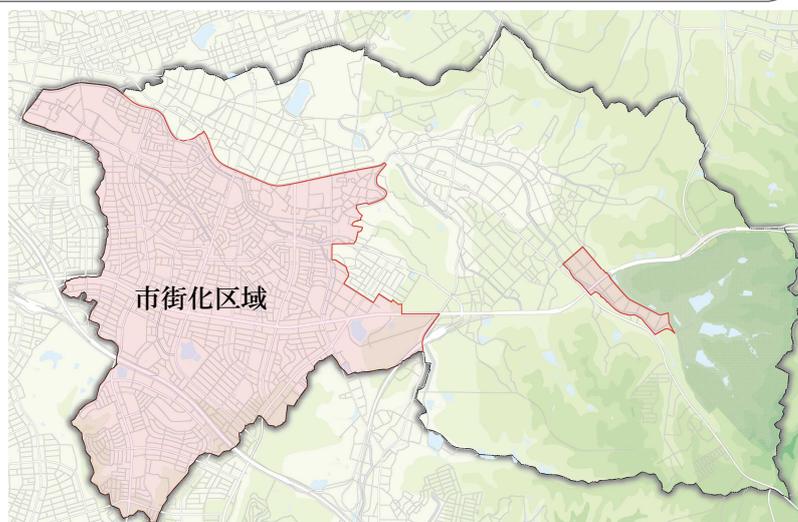
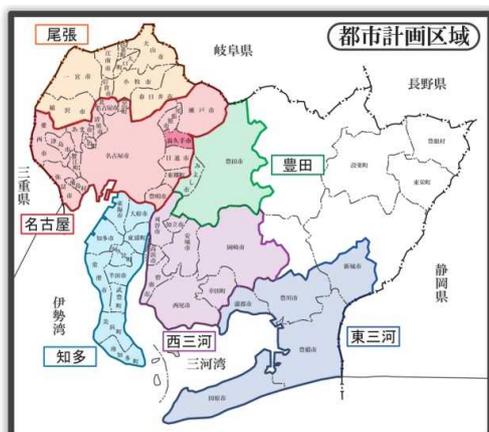
2 都市計画区域

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して一体の都市として総合的に整備、開発又は保全する必要がある区域について定めることとされています。

愛知県においては、20の都市計画区域が平成22年12月に6区域に再編され、平成24年1月現在、県内の38市14町2村のうち38市12町1村が都市計画区域指定市町村となっており、長久手市は「名古屋都市計画区域」に指定されています。

【名古屋都市計画区域】

名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町及び海部郡飛島村の区域（地先公有水面を含む。）



決定告示	備考
昭和39年8月12日 建設省告示第2101号	名古屋都市計画区域（当初区域決定）
昭和44年12月24日 県告示第789号	新法適用
平成22年12月24日 県告示第742号	名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）

人口や産業が都市に集中し、そのまま放置すると、都市基盤施設が整備されていない地域にも家が建ち並び、無秩序な市街地が形成されてしまいます。そのようなことを防ぎ、良好な市街地を形成していくために、都市計画区域を区分して市街化区域と市街化調整区域を定めます。

市街化区域とは、市街地として積極的に整備する区域であり、具体的には、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を形成する区域（新市街地）に分類されます。

市街化調整区域とは、市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域です。

■市街化区域・市街化調整区域の変遷

決定告示	市街化区域	市街化調整区域	計	備考
S45. 11. 24 県告示第907号	640ha	1, 530ha	2, 170ha	当初線引き決定
S54. 3. 2 県告示第188号	640ha	1, 530ha	2, 170ha	第1回総見直し 変更なし
S59. 4. 4 県告示第390号	640ha	1, 525ha	2, 165ha	第2回総見直し
H3. 9. 4 県告示第817号	640ha	1, 525ha	2, 165ha	第3回総見直し 局部修正(3ヶ所)
H9. 4. 18 県告示第380号	754ha	1, 411ha	2, 165ha	長湫南部地区編入
H13. 5. 15 県告示第400号	700ha	1, 454ha	2, 154ha	第4回総見直し 面積修正
H20. 8. 26 県告示第471号	726ha	1, 428ha	2, 154ha	長久手中央地区編入
H25. 1. 22 県告示第39号	747ha	1, 407ha	2, 154ha	公園西駅地区編入
H31. 3. 29 県告示第214号	747ha	1, 408ha	2, 155ha	第6回総見直し 局所変更、行政面積変更

4 地域地区

(1) 用途地域

用途地域とは、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業、その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。このため用途地域の指定は、地区ごとの建築物の用途だけでなく、容積率、建蔽率などの指定とセットで機能しています。この用途地域は、平成4年6月26日の都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により8種類から12種類に細分化された後、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により田園住居地域が追加され、現在13種類となっています。それぞれの用途地域は次のような趣旨で設定されています。

長久手市においては、これらの内、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が設定されています。

住居系	第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 (小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます)
	第二種低層住居専用地域	主に低層住居に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 (小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます)
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 (病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます)
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 (病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます)
	第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域 (3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます)
	第二種住居地域	主に住居の環境を保護するため定める地域 (店舗、事務所、ホテル、ばちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます)
	準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
	田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域(低層住居専用地域で建築可能なもののほか、農業用施設などが建てられます)
商業系	近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域 (住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます)
	商業地域	商業その他の業務の利便を増進するため定める地域 (住宅や小規模の工場も建てられます)
工業系	準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域 (危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます)
	工業地域	工業の利便を増進するため定める地域。 (住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません)
	工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域。 (どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません)

■用途地域の変遷

決定告示	用途地域 (ha)					備考
	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	計	
S42.3.17 建設省第680号	742.2	0	54.2	0	796.4	S39.8.12に名古屋都市計画区域に編入
S46.2.15 県告示第128号	581.1	0	19.9	39	640	新法適用

決定告示	用途地域 (ha)										備考
	第一種住居専用地域			第二種住居専用地域		住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	計	
建蔽率	30	50	60	60	60	60	80	60	60		
容積率	50	100	100	150	200	200	200	200	200		
S47.9.16 県告示第743号	294	-	43	-	13	231	-	20	39	640	建築基準法改正
S54.3.23 県告示第339号	131	56	58	29	14	276	5	32	39	640	長湫東部土地区画整理 長湫西部土地区画整理
S54.12.21 県告示第1308号	131	56	58	29	14	276	5	32	39	640	都市計画法、建築基準法の改正及び再編成
S61.4.14 県告示第396号	15	99	89	38	13	312	5	30	39	640	第5回変更 長湫中部土地区画整理 長湫下山第一土地区画整理 長湫下山 50/30 指定
H3.9.4 県告示第818号	42	56	133	29	22	283	5.1	31	39	640	第3回総見直し (線引き見直し)

決定告示	用途地域 (ha)															備考	
	第一種低層住居専用地域				第一種中高層住居専用地域		第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域		近隣商業地域		準工業地域	工業地域		
建蔽率	30	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	80	80	60	60		
容積率	50	100	100	150	150	200	200	200	200	200	150	200	300	200	200		
H8.5.31 県告示第467号	42	56	129	-	24	22	42	219	3.3	26	-	5.1	-	33	39	640	都計法、建築基準法の改正 (8用途から12用途へ) 調整区域 400/70 → 200/60
H9.4.18 県告示第386号	140	56	129	8	29	22	42	222	3.3	26	-	5.1	-	33	39	754	市街化区域編入 長湫南部土地区画整理
H13.5.15 県告示第410号	116	55	132	8	43	13	41	188	3.5	27	-	5.1	-	35	33	700	第4回線引き見直し 面積修正 754ha → 700ha
H15.10.3 県告示第783号	13	104	132	8	54	13	41	210	6	27	-	5.1	-	54	33	700	用途地域の変更 長湫南部土地区画整理
H20.8.26 県告示第472号	39	104	132	8	54	13	41	210	6	27	-	5.1	-	54	33	726	市街化区域編入 長久手中央土地区画整理

決定告示	用途地域 (ha)															備考	
	第一種低層住居専用地域				第一種中高層住居専用地域		第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域		近隣商業地域		準工業地域	工業地域		
建蔽率	30	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	80	80	60	60		
容積率	50	100	100	150	150	200	200	200	200	200	150	200	300	200	200		
H25.1.22 市告示第2号	60	104	132	8	54	13	41	210	6	27	-	5.1	-	54	33	747	市街化区域編入 公園西駅周辺土地区画整理
H25.12.6 市告示第76号	34	104	132	8	54	13	41	221	8.1	29	1.7	5	5.9	57	33	747	用途地域の変更 長久手中央土地区画整理
H26.12.15 市告示第46号	13	110	132	8	56	13	41	221	13	31	1.7	11	5.9	57	33	747	用途地域の変更 公園西駅周辺土地区画整理
H27.12.15 市告示第52号	0	110	132	8	67	13	41	223	13	31	1.7	11	5.9	57	33	747	用途地域の変更 下山土地区画整理
H31.3.29 市告示第8号	0	110	132	8	67	13	41	223	13	31	1.7	11	5.9	57	33	747	第6回総見直しに伴う変更
R2.3.13 市告示第6号	0	110	132	8	67	13	41	223	13	31	1.7	11	5.9	57	33	747	長久手中央土地区画整理事業の事業計画(道路幅員)変更に伴う用途界の変更

(2) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、店舗、住宅等の密集した市街地において火災の危険を防止し、安全な市街地を形成するために定められる地域です。

防火地域は、商業業務地区等市街地の中心部で特に土地利用度、建築密度が高く、火災危険度の高い地域において定められます。

準防火地域は、市街地の中心に近く建築密度が高く、建築物を耐火又は防火構造とする必要がある商業地域等において定められます。

■防火地域及び準防火地域の変遷

決定告示	防火地域	準防火地域	備考
S61.4.14 町告示第39号	-	約5.0ha	長久手町大字長湫字戸田谷・杵ヶ池・根ノ神・脇・久保山・畷の一部
H11.3.17 町告示第28号	約3.6ha	約5.1ha	戸田谷の一部（戸田谷再開発地区計画区域）追加
H25.1.22 市告示第5号			市制に伴う変更
H25.12.6 市告示第77号		約13ha	長久手中央土地区画整理事業に伴う近隣商業地域・準住居地域の一部の追加
H26.12.15 市告示第48号		約19ha	公園西駅周辺土地区画整理事業に伴う近隣商業地域の追加

(3) 生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の生産活動により生み出される緑地機能に着目して、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の土地の区分です。

■生産緑地地区の変遷

決定告示	面積 (ha)	備考
H24.12.12 市告示第112号	約1.2ha	16団地
H25.12.6 市告示第79号	約1.2ha	16団地（長久手中央土地区画整理事業の仮換地変更に伴う変更）
R3.3.12 市告示第4号	約1.0ha	14団地（買取申出による行為制限解除に伴う変更）
R4.3.10 市告示第8号	約0.9ha	13団地（買取申出による行為制限解除に伴う変更）

5 地区計画等

(1) 地区計画

地区計画制度は一体的に整備及び保全を図るべき地区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定め、地区計画の内容に従った秩序ある開発行為とあいまって、これらの行為を規制し、誘導することにより、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区の整備及び保全を図るために定められます。

そこで、地区整備計画において、地区計画の目標を達成するために必要な事項を定めることができます。

■地区計画の変遷

名 称	位 置	面積 (ha)	決 定 告 示	備 考
さつきが丘地区計画	長久手町大字長湫字長配の一部及び菖蒲池の一部	約3.1ha	S60.8.1 町告示第57号	
	長久手市長配三丁目の一部		H25.1.22 市告示第6号	市制に伴う変更
			H30.4.1 市告示第8号	表現・語句の整合に伴う変更
丁子田地区計画	長久手町大字長湫字丁子田の一部	約2.7ha	H9.4.18 町告示第61号	
	長久手市丁子田の一部		H25.1.22 市告示第7号	市制に伴う変更
			H30.4.1 市告示第8号	表現・語句の整合に伴う変更
長湫南部地区計画	長久手町大字長湫字根嶽及び字市ヶ洞の各全部、大字長湫字丁子田、字片平、字卯塚及び字上井掘の各一部	約98.2ha	H17.3.1 町告示第8号	
	長久手市根嶽及び市ヶ洞の各全部 長久手市丁子田、片平、卯塚及び上井掘の各一部		H25.1.22 市告示第8号	市制に伴う変更
	長久手市卯塚一丁目、卯塚二丁目、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目及び根嶽の各全部		H26.3.10 市告示第3号	長湫南部土地区画整理事業の換地に伴う名称変更
			H30.4.1 市告示第8号	表現・語句の整合に伴う変更 建築基準法の改正に伴う変更
三ヶ峯地区計画	長久手市岩作三ヶ峯及び前熊一ノ井の一部	約13.7ha	H24.9.18 市告示第102号	宅地造成にあわせ地区計画決定
長久手中央地区計画	長久手市深廻間及びよし池の各全部と、武蔵塚、大久手、勝入塚、菅池、深田、棒振及び横道の各一部	約29.7ha	H25.12.6 市告示第78号	長久手中央土地区画整理事業に伴う地区計画決定
			H30.4.1 市告示第8号	表現・語句の整合に伴う変更 建築基準法の改正に伴う変更
			R2.3.13 市告示第6号	長久手中央土地区画整理事業の事業計画（道路幅員）変更に伴う地区計画の区域界の変更
	長久手市勝入塚及びよし池の各全部と、大久手、菅池、深田及び横道の各一部		R4.3.10 市告示第11号	長久手中央土地区画整理事業の換地に伴う名称変更

前熊一ノ井地区計画	長久手市前熊一ノ井の一部	約17.4ha	H26.3.10 市告示第2号	宅地造成にあわせ地区計画決定
公園西駅周辺地区計画	長久手市堂脇及び丸山の各全部 長久手市石場、蛭子、鯉ヶ廻間、 神門前、大日、広田、前熊一ノ 井、前熊寺田及び前熊中井の各一 部	約19.1ha	H26.12.15 市告示第47号	公園西駅周辺土地区画整理事業に伴う 地区計画決定
	長久手市神門前、石場の各一部		R6.5.7 市告示第35号	公園西駅周辺土地区画整理事業の換地 に伴う名称変更
下山地区計画	長久手市下山及び櫛木の各一部	約5.5ha	H27.12.15 市告示第53号	長久手市下山土地区画整理事業に伴う 地区計画決定
	長久手市下山の一部		R7.4.9 市告示第13号	長久手市下山土地区画整理事業の換地 に伴う名称変更
公園西駅周辺先導住宅 街区地区計画	長久手市石場及び岩作三ヶ峯の各 一部	約1.5ha	R2.3.13 市告示第7号	公園西駅周辺土地区画整理事業に伴う 地区計画決定
	長久手市石場の一部		R6.5.7 市告示第36号	公園西駅周辺土地区画整理事業の換地 に伴う名称変更

(2) 再開発地区計画（平成14年7月の都市計画法、都市再開発法の改正により廃止され、現在は、地区計画に統合した。）

再開発地区計画は各条件に該当する土地の区域で、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発を実現することが適切であると認められるものについては、都市計画に再開発地区計画を定めることができます。

■再開発地区計画の変遷

名 称	位 置	面積 (ha)	決 定 告 示	備 考
戸田谷再開発地区計画	長久手町戸田谷の一部	約3.6ha	H11.3.17 町告示第29号	民間開発事業の誘導、市街地形成と環 境の保全
	長久手市戸田谷の一部		H25.1.22 市告示第9号	市制に伴う変更
			H30.4.1 市告示第8号	表現・語句の整合に伴う変更

6 都市施設

(1) 道路

道路は、主要な交通施設として、交通需要に対処し安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として、健全な市街地の形成、活力と魅力ある都市形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たし、供給処理施設の収容を図るなど多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。

都市計画道路は、その機能に応じ、自動車専用道路、幹線道路、区画街路及び特殊街路の4種類に分け、都市計画決定が行われています。

<名称の付け方>

番号の付け方	○	・	○	・	○○○	○○○線
	(区分)		(規模)		(一連番号)	(路線名)

【区 分】	1	自動車専用道路
	3	幹線街路
	7	区画街路
	8	特殊道路（歩行者、自転車、又は歩行者及び自転車専用道）
	9	特殊道路（都市モノレール専用道等）
【規 模】	1	40m ≤ W
	2	30m ≤ W < 40m
	3	22m ≤ W < 30m
	4	16m ≤ W < 22m
	5	12m ≤ W < 16m
	6	8m ≤ W < 12m
	7	W < 8m
【一連番号】	当該都市計画区域の区分ごとに一連番号を付す。	

[W：代表幅員]

- 【自動車専用道路】 都市高速道路、都市間高速道路、その他の自動車専用道路。
- 【幹線街路】 都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路または外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
- 【区画街路】 宅地の利用に供される道路。
- 【特殊街路】 主に自動車以外の交通（歩行者、自転車、新交通システム等）のために供される道路。

■道路の変遷

番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	車線数	決定告示	備考		
1・3・8	名古屋瀬戸道路	日進市岩崎町梅ノ木	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,400m	24.6m		H10. 3. 30 県告示第306号	新規路線の追加及び追加に伴う青少年公園線の区域変更		
		(内訳) 日進市北新町福井	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約1,910m	24.6～ 87.3m					
		なお、長久手町大字岩作字床寒地内に出口を設ける。(終点方向 幹線街路青少年公園線と接続) なお、長久手町大字岩作字中根原地内に入口を設ける。(起点方向 幹線街路青少年公園線と接続)								
		日進市岩崎町梅ノ木	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,400m	24.6m	4	H12. 11. 28 県告示第929号	車線の数の決定		
		(内訳) 日進市北新町福井	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約1,910m 嵩上式	24.6～ 87.3m					
なお、長久手町大字岩作字床寒地内に出口を設ける。(終点方向出口 幹線街路青少年公園線に接続) なお、長久手町大字岩作字中根原地内に入口を設ける。(起点方向入口 幹線街路青少年公園線に接続)										
1・3・10		日進市岩崎町梅ノ木	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,490m	24.6m	4	H22. 12. 24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正		
		(内訳) 日進市北新町福井	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約1,910m 嵩上式	24.6～ 87.3m					
		なお、長久手町大字岩作字床寒地内に出口を設ける。(終点方向 幹線街路青少年公園線に接続) なお、長久手町大字岩作字中根原地内に入口を設ける。(起点方向 幹線街路青少年公園線に接続)								
		日進市岩崎町梅ノ木	長久手市茨ヶ廻間	約6,490m	24.6m	4	H25. 1. 22 県告示第41号	市制に伴う修正		
		(内訳) 日進市北新町福井	長久手市茨ヶ廻間	約1,910m 嵩上式	24.6～ 87.3m					
なお、長久手市岩作字床寒地内に出口を設ける。(終点方面 幹線街路愛・地球博記念公園線に接続) なお、長久手市岩作字中根原地内に入口を設ける。(起点方面 幹線街路愛・地球博記念公園線に接続)										
1・1・1	広小路線	名古屋市市中村区稲葉地本通3丁目19の2番地地先	長久手村大字熊張字茨ヶ廻間乙1533番の1地内	約25,070m	40m		S42. 3. 17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正		
		(ただし) 名古屋市千種区猪高町大字上社字大久田129の1番地地内	長久手村大字前熊字一ノ井3番の1地内	約5,360m	30m					
		長久手村大字前熊字一ノ井3番の1地内	長久手村大字熊張字茨ヶ廻間乙1533番の1地内	約1,1920m	12m					
		名古屋市市中村区稲葉地本通3丁目19の2番地地先	瀬戸市大字山口字南山318番地の1地内	約25,070m	40m		S42. 12. 15 建設省告示第4250号	青少年リクリエーションセンター建設に伴う幅員変更		
(ただし) 名古屋市千種区猪高町大字上社字大久田129の1番地地内	長久手村大字熊張字茨ヶ廻間乙1533番の1地内	約6,790m	30m							
3・2・125	青少年公園線	名古屋市千種区猪高町大字上社字除東	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間乙	約8,920m	30m		S48. 4. 4 県告示第331号	都市計画法の施行に伴う名称変更等		
		名古屋市名東区上社三丁目	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約8,460m	30m		H10. 3. 30 県告示第306号			
3・2・749	青少年公園線	長久手町作田一丁目	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,900m	30m	4	H12. 11. 28 県告示第929号	車線の数の決定、追加(名古屋市部分と路線分割)		
		長久手町作田一丁目	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,900m	30m	4	H13. 10. 2 県告示第699号	都市高速鉄道東部丘陵線の計画に伴う、一部区域の変更及び青少年公園駅前広場区域の追加		
なお、長久手町大字熊張字茨ヶ廻間地内に青少年公園駅前広場を設ける。面積約4,500㎡										
3・2・255	愛・地球博記念公園線	長久手町作田1丁目	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,710m	30m	4	H22. 12. 24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正		
		長久手市作田一丁目	長久手市茨ヶ廻間	約6,710m	30m	4	H25. 1. 22 県告示第41号	市制に伴う修正		
なお、長久手市熊張茨ヶ廻間地内に愛・地球博記念公園駅前広場を設ける。面積約4,500㎡										

番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	車線数	決定告示	備考		
2・1・23	瀬戸大府線	長久手村大字熊張字北浦 2518番の152地先	東郷村大字春木字清水ケ根 4126の4番地内	約14,120m	20m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正		
		(ただし) 長久手村大字長湫字菅池 48番地内	日進町大字折戸字笠寺 山28の8番地内	約5,840m	16m					
1・3・22	瀬戸大府線	長久手村大字熊張字北浦 2518番の152地先	東郷村大字春木字清水ケ根 4126番の4地内	約14,120m	22m		S42.9.7 建設省告示第2828号	全線22mに変更		
3・3・701		長久手町大字熊張字北浦	豊明市栄町新川下	約22,020m	22m		S48.4.4 県告示第331号	都市計画法の施行に伴う名称変更等		
		長久手町大字熊張字北浦	豊明市栄町新川下	約22,020m	22m		S52.9.19 県告示第934号			
		長久手町大字熊張字北浦	豊明市栄町元屋敷	約22,020m	22m		H10.3.30 県告示第306号			
		長久手町大字熊張字北浦	豊明市栄町新川下	約22,020m	22m	4	H11.3.31 県告示第307号	御富士線の変更に伴い一部区間の変更		
		長久手町大字熊張字北浦	豊明市栄町元屋敷	約22,020m	22m	4	H14.3.8 県告示第170号	幅員変更、右折レーンを設け区間の変更		
		3・3・257	瀬戸大府東海線	瀬戸市陶本町1丁目	豊明市栄町元屋敷	約24,990m	22m	4	H22.12.24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正
3・4・756	長久手古戦場 駅前通り線	長久手町大字長湫字菅池	長久手町大字長湫字勝入塚	約180m	22m	2	H15.8.14 町告示第67号	古戦場駅周辺の交通体系の見直し		
なお、長久手町大字長湫字勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。(面積約6,500㎡)										
3・3・676	長久手古戦場 駅前通り線	長久手町武蔵塚	長久手町大字長湫字勝入塚	約370m	22m	2	H22.12.24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称の変更		
		なお、長久手町大字長湫字勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。(面積約6,500㎡)								
		長久手市武蔵塚	長久手市勝入塚	約370m	22m	2	H25.1.22 市告示第3号	市制に伴う修正		
		なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。(面積約6,500㎡)								
		長久手市武蔵塚	長久手市勝入塚	約370m	22m	2	R4.3.10 市告示第9号	長久手中央土地区画整理事業の換地に伴う名称変更		
		なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。(面積約6,500㎡)								
2・2・95	名古屋田丸線	名古屋市守山区大字森孝新 田字白山26の9番地内	長久手村大字岩作字三ヶ峯 3番の70地内	約8,530m	16m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正		
		(ただし) 長久手村大字岩作字石 田67番の3地内	長久手村大字前熊字下 田72番の1地内	約1,880m	20m					
		長久手村大字前熊字一 ノ井3番の1地内	長久手村大字前熊字一 ノ井1番の6地内	約810m	20m					
3・4・117	田丸名古屋線	名古屋市守山区大字守孝新 田字白山	長久手町大字岩作字三ヶ峯	約8,690m	16m		S48.4.4 県告示第331号	都市計画法の施行に伴う名称変更等		
3・4・748		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字岩作字三ヶ峯	約7,890m	16m	2	H12.11.28 県告示第929号	車線の数の決定、追加(名古屋市部分と路線分割)		
3・4・291		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字岩作字三ヶ峯	約7,890m	16m	2	H14.3.8 県告示第170号	瀬戸大府線との交差点部分の線形変更(右折レーン)		
		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字岩作字三ヶ峯	約7,890m	16m	2	H22.12.24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正		
		長久手市西原	長久手市岩作三ヶ峯	約7,890m	16m	2	H25.1.22 県告示第41号	公園西駅南通り線追加に伴う修正		

番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	車線数	決定告示	備考
2・2・96	御富士線	長久手村大字長湫字東洞11番の1地内	長久手村大字岩作字中樫代11番の1地内	約1,810m	16m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正
3・4・710		長久手町大字長湫字東洞	長久手町大字岩作字中樫代	約1,810m	16m		S48.4.5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等
		長久手町大字長湫字東洞	長久手町大字岩作字中樫代	約1,810m	16m		S63.2.15 県告示第115号	高根線、長東線、瀬戸大府線における交差点部分の線形変更
		長久手町大字長湫字東洞	長久手町大字岩作字床寒	約2,670m	18m	2	H11.3.31 県告示第307号	一部線形及び終点の変更
3・4・318		長久手町大字長湫字東洞	長久手町大字岩作字床寒	約2,670m	18m	2	H22.12.24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正
		長久手市西浦	長久手市岩作床寒	約2,670m	18m	2	H25.1.22 県告示第41号	市制に伴う修正
2・1・21	高根線	長久手村大字岩作字石田67番の3地内	長久手村大字長湫字杵ヶ池18番地内	約1,380m	20m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正
		長久手村大字岩作字高山11番12地先	長久手村大字長湫字杵ヶ池18番	約2,330m	20m		S43.12.28 建設省告示第3994号	田名名古屋線以北を追加 ※法改正による変更
		(ただし) 長久手村大字岩作字高山11番の2	長久手村大字岩作字石田67番13	約950m	16m			
3・4・709		長久手町大字岩作字高山	長久手町大字長湫字杵ヶ池	約2,340m	16m		S48.4.5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等
		長久手町大字岩作字高山	長久手町大字長湫字杵ヶ池	約2,340m	16m		S63.2.25 町告示第8号	交差点部分の変更
		長久手町大字岩作字高山	長久手町戸田谷	約2,340m	20m	2	H12.12.12 町告示第124号	車線の数の決定
	長久手町大字岩作字高山	長久手町戸田谷	約2,350m	20m	2	H13.10.2 県告示第699号	都市高速鉄道東部丘陵線の計画に伴う、一部区域の変更及び終点の変更	
3・4・335		長久手町大字岩作字高山	長久手町戸田谷	約2,080m	20m	2	H22.12.24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正
		長久手市岩作高山	長久手市戸田谷	約2,320m	20m	2	H25.1.22 県告示第41号	市制に伴う修正
2・1・22	長東線	長久手村大字岩作字長池60番の1地内	長久手村大字長湫字山ノ田22番の2地内	約2,110m	20m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正
		(ただし) 長久手村大字長湫字砂子40番の33地内	長久手村大字長湫字山ノ田22番の2地内	約760m	12m			
3・4・711		長久手町大字長湫字長池	長久手町大字長湫字山野田	約2,110m	20m		S48.4.5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等
		長久手町大字岩作字長池	長久手町大字長湫字山野田	約2,110m	20m		S50.12.1 町告示第68号	歩道の拡幅により幅員の変更、線形の一部変更
		長久手町大字岩作字長池	長久手町長配二丁目	約2,110m	20m	2	H12.11.28 県告示第929号	車線の数の決定、町決定から県決定に変更（一部県道利用されているため）
3・4・341		長久手町大字岩作字長池	長久手町長配二丁目	約2,080m	20m	2	H22.12.24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正
	長久手市岩作長池	長久手市長配二丁目	約2,080m	20m	2	H25.1.22 県告示第41号	市制に伴う修正	

3・4・755	はなみずき通り線	長久手町五合池	長久手町大字長湫字仲田	約650m	16m	2	H13. 10. 2 県告示第699号	都市高速鉄道東部丘陵線の計画に伴う追加
3・4・346		長久手町五合池	長久手町大字長湫字仲田	約640m	16m	2	H22. 12. 24 県告示第767号	都市計画区域変更に伴う修正
		長久手市五合池	長久手市桜作	約640m	16m	2	H25. 1. 22 県告示第41号	市制に伴う修正

番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅員	車線数	決定告示	備 考
2・2・59	猪子石線	名古屋市千種区猪高町大字猪子石字大畑田66の1番地地内	長久手村大字岩作字長箆2番の3地内	約5,600m	16m		S42. 3. 17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正
3・4・708		長久手町大字長湫字下山	長久手町大字岩作字長箆	約1,410m	16m		S48. 4. 5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等
		長久手町大字長湫字下山	長久手町大字岩作字長箆	約1,410m	16m	2	H12. 12. 12 町告示第124号	車線の数の決定
3・4・677		長久手町大字長湫字下山	長久手町大字岩作字落合	約1,310m	16m	2	H22. 12. 24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称、位置、構造等の変更
		長久手市下山	長久手市岩作落合	約1,310m	16m	2	H25. 1. 22 市告示第3号	市制に伴う修正
3・4・744	卯塚緑地線	長久手町大字長湫字根嶽	長久手町大字長湫字片平	約1,260m	18m		H9. 4. 18 町告示第59号	新規
		長久手町大字長湫字根嶽	長久手町大字長湫字片平	約1,260m	18m	2	H12. 12. 12 町告示第124号	車線の数の決定
3・4・678		長久手町大字長湫字根嶽	長久手町大字長湫字片平	約1,260m	18m	2	H22. 12. 24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称の変更
		長久手市根嶽	長久手市片平	約1,260m	18m	2	H25. 1. 22 市告示第3号	市制に伴う修正
		長久手市卯塚一丁目	長久手市卯塚一丁目	約1,260m	18m	2	H26. 3. 10 市告示第4号	長湫南部土地区画整理事業換地による名称変更
2・2・98	香久山線	長久手村大字長湫字丁子田17番の13地内	日進町大字岩崎字株山23の1番地地内	約2,350m	16m		S42. 3. 17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正
3・4・714		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字丁子田	約150m	16m		S48. 4. 5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等
		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字丁子田	約150m	16m		S52. 3. 26 町告示第17号	東名高速道路から香久山線まで長湫西武線路線延長
		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字丁子田	約150m	16m		H9. 4. 18 町告示第59号	右折車線を付加、一部区間の幅員変更、路線追加
		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字丁子田	約150m	16m	2	H12. 12. 12 町告示第124号	車線の数の決定
3・4・679		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字丁子田	約150m	16m	2	H22. 12. 24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称の変更
		長久手市丁子田	長久手市丁子田	約150m	16m	2	H25. 1. 22 市告示第3号	市制に伴う修正
3・4・743	片平竹の山線	長久手町大字長湫字市ヶ洞	長久手町大字長湫字片平	約600m	18m		H9. 4. 18 町告示第59号	新規
		長久手町大字長湫字市ヶ洞	長久手町大字長湫字片平	約600m	18m	2	H12. 12. 12 町告示第124号	車線の数の決定
3・4・680		長久手町大字長湫字市ヶ洞	長久手町大字長湫字片平	約610m	18m	2	H22. 12. 24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称、位置、構造等の変更
	長久手市市ヶ洞	長久手市片平	約610m	18m	2	H25. 1. 22 市告示第3号	市制に伴う修正	
	長久手市市が洞二丁目	長久手市片平一丁目	約610m	18m	2	H26. 3. 10 市告示第4号	長湫南部土地区画整理事業換地による名称変更	

番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	車線数	決定告示	備考	
2・2・97	高針御嶽線	名古屋千種区猪高町大字高針字大針13の2番地地先	日進町大字岩崎字竹の山37の31番地地内	約1,870m	16m		S42.3.17 建設省告示第681号	名古屋環状2号線の追加に伴う修正	
3・4・712		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字片平	約500m	16m		S48.4.5 町告示第33号	都市計画法の施行に伴う名称変更等	
		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字片平	約500m	16m		H9.4.18 町告示第59号	右折車線を付加、一部区間の幅員変更、路線追加	
		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字片平	約500m	16m	2	H12.12.12 町告示第124号	車線の数の決定	
3・4・681		長久手町大字長湫字丁子田	長久手町大字長湫字片平	約480m	16m	2	H22.12.24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称、位置、構造等の変更	
		長久手市丁子田	長久手市片平	約480m	16m	2	H25.1.22 市告示第3号	市制に伴う修正	
	長久手市丁子田	長久手市片平	約480m	16m	2	H26.3.10 市告示第4号	長湫南部土地区画整理事業換地による名称変更		
3・4・707	長湫西部線	長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字上井堀	約2,280m	16m		S48.4.5 町告示第33号		
		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字丁子田	約3,640m	16m		S52.3.26 町告示第17号	東名高速道路から香久山線まで路線延長	
		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字丁子田	約3,640m	16m		H9.4.18 町告示第59号	右折車線を付加、一部区間の幅員変更、路線追加	
		長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字丁子田	約3,640m	16m	2	H12.12.12 町告示第124号	車線の数の決定	
3・4・682	長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字西原	長久手町大字長湫字丁子田	約3,820m	16m	2	H22.12.24 町告示第63号	都市計画区域編入に伴い名称、位置、構造等の変更	
		長久手市西原	長久手市丁子田	約3,820m	16m	2	H25.1.22 市告示第3号	市制に伴う修正	
		長久手市西原	長久手市片平二丁目	約3,820m	16m	2	H26.3.10 市告示第4号	長湫南部土地区画整理事業換地による名称変更	
3・4・683	公園西駅南通り線	長久手市丸山	長久手市前熊一ノ井	約350m	18m	2	H25.1.22 市告示第3号	公園西駅周辺土地区画整理事業に伴い路線、駅前広場の追加	
		なお、長久手市丸山地内に公園西駅前広場を設ける。(面積約3,500㎡)							
		長久手市石場	長久手市前熊一ノ井	約350m	18m	2	R6.5.7 市告示第34号	公園西駅周辺土地区画整理事業換地による名称変更	
なお、長久手市石場地内に公園西駅前広場を設ける。(面積約3,500㎡)									
9・7・11	東部丘陵線	長久手町塚田	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約7,320m	7.15m		H13.10.2 県告示第699号	都市モノレール専用道 都市高速鉄道東部丘陵線の計画に伴う追加	
		(内訳) 長久手市塚田	長久手市久保山	約770m 地下式					
		長久手市久保山	長久手市茨ヶ廻間	約6,360m 嵩上式					
				約190m 地表式					
		長久手市塚田	長久手市茨ヶ廻間	約7,320m	7.15m		H25.1.22 県告示第41号	市制に伴う修正	
		(内訳) 長久手市塚田	長久手市久保山	約770m 地下式					
		長久手市久保山	長久手市茨ヶ廻間	約6,360m 嵩上式					
				約190m 地表式					

(2) 都市高速鉄道

■都市高速鉄道の変遷

路線名	起 点	終 点	延長	路線数	決定告示	備 考
東部丘陵線	長久手町塚田	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約7,320m	2	H13.10.2 県告示第697号	
	(内訳) 長久手町塚田	長久手町久保山	約770m 地下式			
	長久手町久保山	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	約6,360m 嵩上式			
			約190m 地表式			
なお、はなみずき駅、戸田谷駅、長久手古戦場駅、芸大前駅、公園西駅、青少年公園駅、車両基地を設ける。						
	長久手市塚田	長久手市茨ヶ廻間	約7,320m	2	H25.1.22 県告示第42号	市制に伴う修正
	(内訳) 長久手市塚田	長久手市久保山	約770m 地下式			
	長久手市久保山	長久手市茨ヶ廻間	約6,360m 嵩上式			
			約190m 地表式			
なお、はなみずき駅、秋ヶ池公園駅、長久手古戦場駅、芸大通駅、公園西駅、愛・地球博記念公園駅、車両基地を設ける。						

(3) 公園、緑地

公園に関する都市計画は住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上、及び良好な都市景観の形成という4つの観点から整備を図り、都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的として定められるものです。公園は、都市の規模、性格、形態、住民のレクリエーション等を考慮し、土地利用計画、都市施設計画との調整を図るとともに災害並びに公害の防止、環境の改善、都市景観の向上等の観点に立ち計画します。

緑地に関する都市計画は、自然環境の保全、安全性の向上、都市景観の増進を図り、安全快適な都市環境を確保することを目的として定めます。

<公園の分類>

一般に「公園」と呼ばれているものは都市公園に代表される営造物公園と、国立公園等自然公園に代表される地域制公園とに大別されます。

公園	営造物公園	国の営造物公園	国民公園（皇居外苑、新宿御苑、京都御苑）	環境庁設置法
			都市公園（国営公園）	都市公園法
		地方公共団体の営造物公園	都市公園	
		その他の公園（特定地区公園・農村公園など）		
	地域制公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園		自然公園法

<名称の付け方>

番号の付け方	○	・	○	・	○○○	○○○公園
	(区分)		(規模)		(一連番号)	(公園名)

【区 分】	2	街区公園
	3	近隣公園
	4	地区公園
	5	総合公園
	6	運動公園
	7	特殊公園 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
	8	特殊公園 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園
	9	特殊公園
	【規 模】	2
3		面積 1ha以上 4ha未満のもの
4		面積 4ha以上 10ha未満のもの
5		面積10ha以上 50ha未満のもの
6		面積50ha以上300ha未満のもの
7		300ha以上のもの
【一連番号】	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付す。 街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画区域ごとに都市ごとの番号を付す。	

<都市公園等の種類>

種類	種別	内 容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩 衝 緑 地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

■公園の変遷

種別	番号	公園・緑地名	位 置	面積(ha)	決 定 告 示	備 考
広域	9・6・1	愛知青少年公園	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間、字鯉ヶ廻間、字石場、字広田、大字岩作字三ヶ峯	約194.2ha	H14.9.27 県告示第697号	
		愛・地球博記念公園			H18.7.21 県告示第532号	名称変更
			長久手市茨ヶ廻間、鯉ヶ廻間、石場、広田、岩作三ヶ峯		H25.1.22 県告示第43号	市制に伴う修正
地区	4・4・601	杵ヶ池公園	長久手町大字長湫字杵ヶ池、字長配、字菖蒲池	約7.3ha	S58.11.18 県告示第1080号	土地区画整理事業による追加
	4・4・211		長久手町杵ヶ池	約7.32ha	H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市杵ヶ池		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
特殊	8・3・8	古戦場公園	長久手町大字長湫字仏ヶ根、字勝入塚	約1.1ha	S58.11.18 県告示第1080号	土地区画整理事業による追加
	8・3・103		長久手町武蔵塚	約1.13ha	H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市武蔵塚		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
近隣	3・3・601	後山公園	長久手町大字長湫字後山	約1.0ha	S57.3.8 県告示第212号	長湫西部土地区画整理事業による追加
	3・3・311		長久手町桜作		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市桜作		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	3・3・602	血の池公園	長久手町大字長湫字城屋敷、字鴉ヶ廻間	約1.0ha	S58.11.18 県告示第1080号	土地区画整理事業による追加
	3・3・312		長久手町城屋敷		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市城屋敷		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	3・3・603	原邸公園	長久手町大字長湫字原邸	約1.0ha	H2.12.5 県告示第1081号	土地区画整理事業による追加
	3・3・313				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市原邸		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	3・3・604	桧ヶ根公園	長久手町大字長湫字野田農、字坊ノ後	約1.6ha	H2.12.5 県告示第1081号	土地区画整理事業による追加
	3・3・314		長久手町大字長湫字野田農		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市場の後		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	3・3・605	長湫南部1号公園	長久手町大字長湫字根嶽、字市ヶ洞	約2.0ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加
	3・3・315				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市根嶽、市ヶ洞		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	長湫南部公園	長久手市根嶽		H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更	
街区	2・2・1601	大平公園	長久手町大字長湫字大平、字東塚田	約0.27ha	S53.5.31 町告示第67号	長湫西部・長湫東部土地区画整理事業による追加
	2・2・3101		長久手町平池		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市平池		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1602	仲作田公園	長久手町大字長湫字北作田、字仲作田	約0.22ha	S53.5.31 町告示第67号	長湫西部・長湫東部土地区画整理事業による追加
	2・2・3102		長久手町作田二丁目		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市作田二丁目		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1603	猪洞公園	長久手町大字長湫字猪洞	約0.24ha	S53.5.31 町告示第67号	長湫西部・長湫東部土地区画整理事業による追加
	2・2・3103		長久手町熊田		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市熊田		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正

種別	番号	公園・緑地名	位 置	面積(ha)	決 定 告 示	備 考
街区	2・2・1604	喜婦嶽公園	長久手町大字長湫字喜婦嶽	約0.17ha	S53.5.31 町告示第67号	長湫西部・長湫東部土地区画整理事業による追加
	2・2・3104		長久手町喜婦嶽		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市喜婦嶽		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1605	山越公園	長久手町大字長湫字山越	約0.20ha	S53.5.31 町告示第67号	長湫西部・長湫東部土地区画整理事業による追加
	2・2・3105		長久手町砂子		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市砂子		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1606	戸田谷公園	長久手町大字長湫字戸田谷	約0.20ha	S55.2.28 町告示第5号	長湫東部・長湫下山土地区画整理事業及び愛知用水土地改良区による追加
	2・2・3106		長久手町戸田谷		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市戸田谷		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1607	長配公園	長久手町大字長湫字長配	約0.25ha	S55.2.28 町告示第5号	長湫東部・長湫下山土地区画整理事業及び愛知用水土地改良区による追加
	2・2・3107		長久手町長配二丁目		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市長配二丁目		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1608	中川原公園	長久手町大字長湫字中川原	約0.22ha	S55.2.28 町告示第5号	長湫東部・長湫下山土地区画整理事業及び愛知用水土地改良区による追加
	2・2・3108		長久手町上川原		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市上川原		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1609	上川原公園	長久手町大字長湫字上川原	約0.19ha	S55.2.28 町告示第5号	長湫東部・長湫下山土地区画整理事業及び愛知用水土地改良区による追加
	2・2・3109		長久手町大字長湫字段ノ上		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市段の上		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1610	草掛公園	長久手町大字長湫字東原	約0.15ha	S55.2.28 町告示第5号	新規
				約0.20ha	H22.5.25 町告示第33号	北中学校新設に伴う移設
	2・2・3110		長久手市東原	H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
			H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正		
2・2・1611	西洞公園	長久手町大字長湫字西洞	約0.21ha	S57.3.8 町告示第13号	土地区画整理事業による追加	
2・2・3111		長久手町久保山		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市久保山		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	
2・2・1612	蟹原公園	長久手町大字長湫字蟹原	約0.20ha	S57.3.8 町告示第13号	土地区画整理事業による追加	
2・2・3112		長久手町蟹原		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市蟹原		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	
2・2・1613	段ノ上公園	長久手町大字長湫字段ノ上	約0.21ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加	
2・2・3113				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市段の上		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	
2・2・1614	鴨田公園	長久手町大字長湫字上鴨田	約0.15ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加	
2・2・3114				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市鴨田		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	

種別	番号	公園・緑地名	位 置	面積 (ha)	決 定 告 示	備 考
街区	2・2・1615	野田農公園	長久手町大字長湫字野田農	約0.19ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加
	2・2・3115				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市野田農		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1616	坊ノ後公園	長久手町大字長湫字坊ノ後	約0.20ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加
	2・2・3116				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市坊の後		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1617	先達公園	長久手町大字長湫字先達	約0.16ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加
	2・2・3117				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市先達		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1618	仏ヶ根公園	長久手町大字長湫字仏ヶ根	約0.20ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加
	2・2・3118				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市仏が根		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1619	東浦公園	長久手町大字長湫字東浦	約0.20ha	H1.11.22 町告示第83号	土地区画整理事業による追加
	2・2・3119				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市東浦		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1620	落合公園	長久手町大字長湫字原邸	約0.18ha	H11.4.15 町告示第46号	岩作第一土地区画整理事業による追加
	2・2・3120		長久手町大字岩作字落合		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市岩作落合		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
	2・2・1621	長湫南部2号公園	長久手町大字長湫字上井堀、字市ヶ洞	約0.20ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加
	2・2・3121				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市上井堀、市ヶ洞		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
		市が洞一丁目公園	長久手市市が洞一丁目		H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更
	2・2・1622	長湫南部3号公園	長久手町大字長湫字片平	約0.20ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加
	2・2・3122				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
	長久手市片平		H25.1.22 市告示第10号		市制に伴う修正	
	片平一丁目公園	長久手市片平一丁目		H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更	
2・2・1623	長湫南部4号公園	長久手町大字長湫字市ヶ洞	約0.20ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加	
2・2・3123				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市市ヶ洞		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	
	市が洞二丁目公園	長久手市市が洞二丁目		H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更	
2・2・1624	長湫南部5号公園	長久手町大字長湫字丁子田	約0.20ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加	
2・2・3124				H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正	
		長久手市丁子田		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正	
	市が洞三丁目公園	長久手市市が洞三丁目		H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更	

種別	番号	公園・緑地名	位 置	面積 (ha)	決 定 告 示	備 考
街区	2・2・1625	長湫南部6号公園	長久手町大字長湫字丁子田	約0.20ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加
	2・2・3125		長久手町丁子田		H22.12.24 町告示第54号	都市計画区域再編に伴う修正
			長久手市片平二丁目		H25.1.22 市告示第10号	市制に伴う修正
		片平二丁目公園	長久手市片平二丁目	H26.3.10 市告示第5号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う名称変更	
	2・2・3126	長久手中央1号公園	長久手市大久手	約0.18ha	H26.9.22 市告示第36号	長久手中央土地区画整理事業による追加
			大久手公園		R4.3.10 市告示第10号	長久手中央土地区画整理事業の換地に伴う名称変更
	2・2・3127	長久手中央2号公園	長久手市勝入塚地内	約0.20ha	H26.9.22 市告示第36号	長久手中央土地区画整理事業による追加
	2・2・3128	長久手中央4号公園	長久手市横道	約0.22ha	H29.8.4 市告示第36号	長久手中央土地区画整理事業による追加
			横道公園		R4.3.10 市告示第10号	長久手中央土地区画整理事業の換地に伴う名称変更
	2・2・3129	下山公園	長久手市下山	約0.26ha	H29.8.4 市告示第36号	長久手市下山土地区画整理事業による追加
2・2・3130	長久手中央3号公園	長久手市深田	約0.23ha	H29.8.4 市告示第36号	長久手中央土地区画整理事業による追加	
		深田公園		R4.3.10 市告示第10号	長久手中央土地区画整理事業の換地に伴う名称変更	

■緑地の変遷

種別	番号	公園・緑地名	位 置	面積 (ha)	決 定 告 示	備 考	
緑地	52	せせらぎの径	長久手町大字長湫字喜婦嶽、字砂子、字城屋敷、字氏神前	約0.54ha	S62.3.2 町告示第9号	土地区画整理事業による緑道として追加	
			長久手町氏神前、城屋敷、大字長湫字仲田、字氏神前	約0.74ha	H13.5.21 町告示第60号	水路敷を緑地（緑道）として追加	
	111		長久手町氏神前、城屋敷、大字長湫字仲田、字氏神前	H22.12.24 町告示第55号	都市計画区域再編に伴う修正		
			長久手市氏神前、城屋敷、西浦	H25.1.22 市告示第11号	市制に伴う修正		
61	123	香流川緑地	長久手町大字熊張字中井、字平地、字下田、字小稲葉、字大日、字榎ノ下、字蛭子、字堂脇、大字前熊字溝下、字志水、字橋ノ本、字中井、字寺田、字一ノ井	約5.2ha	H14.4.1 町告示第44号		
			長久手町大字熊張字中井、字下田、字平地、字小稲葉、字大日、字榎ノ下、字蛭子、字堂脇、字真行田、字郷前、大字前熊字志水、字橋ノ本、字寺田、字一ノ井、字溝下、字中井、字下田	約6.4ha	H22.12.24 町告示第55号	都市計画区域再編に伴う修正	
			長久手市中井、下田、平地、小稲葉、大日、榎ノ下、蛭子、堂脇、真行田、郷前、前熊志水、前熊橋ノ本、前熊寺田、前熊一ノ井、前熊溝下、前熊中井、前熊下田	H23.5.31 町告示第29号	区域の変更		
	62		124	長久手町大字長湫字根嶽、字市ケ洞、字丁子田	約5.1ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加
				長久手町大字長湫字根嶽、字市ケ洞、		H22.12.24 町告示第55号	都市計画区域再編に伴う修正
				長久手市市が洞三丁目、根嶽		H25.1.22 市告示第11号	市制に伴う修正
	ほとぎの里緑地	長久手市市が洞三丁目、根嶽	H26.3.10 市告示第6号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う変更			
63	125	長湫南部2号緑地	長久手町大字長湫字市ケ洞、字丁子田	約0.48ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加	
			長久手市市ケ洞、丁子田		H22.12.24 町告示第55号	都市計画区域再編に伴う修正	
			長久手市市ケ洞、丁子田		H25.1.22 市告示第11号	市制に伴う修正	
	ほとぎの里緑道	長久手市市が洞三丁目	H26.3.10 市告示第6号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う変更			
64	126	長湫南部3号緑地	長久手町大字長湫字卯塚、字市ケ洞	約0.31ha	H17.12.9 町告示第61号	長湫南部土地区画整理事業による追加	
			長久手市卯塚、市ケ洞		H22.12.24 町告示第55号	都市計画区域再編に伴う修正	
			長久手市市が洞一丁目		H25.1.22 市告示第11号	市制に伴う修正	
	市が洞緑道	長久手市市が洞一丁目	H26.3.10 市告示第6号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う変更			

(4) 墓園

墓園に関する都市計画は、墓園を都市計画の緑地系統の一環として位置付けることを目的とします。墓園は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、静寂な環境にその位置を選定するものとし、周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意するものとし、

■墓園の変遷

番号	墓園名	位置	面積 (ha)	決定告示	備考
3	卯塚墓園	長久手町大字長湫字卯塚	約6.2ha	S50.3.1 町告示第17号	急速な都市化の進展に伴い集合的な墓園の設置
			約7.4ha	H9.4.18 町告示第60号	区域の拡張
102		長久手市卯塚		H22.12.24 町告示第56号	都市計画区域再編に伴う修正
				H25.1.22 市告示第12号	市制に伴う修正
				H26.3.10 市告示第7号	長湫南部土地区画整理事業換地に伴う変更
		長久手市卯塚二丁目			

(5) 下水道

下水道は、都市内における雨水や汚水をすみやかに排出し、浸水の防除、生活環境の改善、河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設です。下水道の施設には、下水管、ポンプ場、処理場があり、下水の排除方式としては汚水と雨水を別々の管で排除する分流式と同一の管で排除する合流式とがあり、長久手市は、分流式で行っています。

下水道法によれば下水道は、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類に大別されており、長久手市は、独自に下水を処理する単独公共下水道を行っています。

■下水道の変遷

決定告示	面積 (ha)		上段：起点 下段：終点	雨水幹線	上段：起点 下段：終点	汚水幹線	長久手 中継ポンプ場	長久手 浄化センター	長久手南部 浄化センター	備考
	雨水	汚水								
H2.11.22 町告示第57号	約601ha	約601ha	長久手町大字長湫字 仲田	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 段ノ上地内	長久手町大字長湫字 野田農地内	—	
H12.3.13 町告示第35号	約715ha	約715ha	長久手町大字長湫字 仲田	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 段ノ上地内	長久手町大字長湫字 野田農地内	長久手町大字長湫字 上井堀及び字卯塚地 内	長湫南部土地区画整理事業 に伴う排水区域の拡張及び 施設の追加
H21.2.23 町告示第6号	約697ha	約697ha	長久手町大字長湫字 仲田	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 野田農	長久手町大字長湫字 段ノ上地内	長久手町大字長湫字 野田農地内	長久手町大字長湫字 上井堀及び字卯塚地 内	長久手中央土地区画整理 事業に伴う排水区域の拡張
H25.1.22 市告示第1号	約747ha	約747ha	長久手市仲田	長久手市坊の後	長久手市坊の後	長久手市坊の後	長久手市段の上地内	長久手市坊の後地内	長久手市上井堀及び 卯塚地内	市制に伴う変更 豊田中央研究所及び公園西 駅周辺土地区画整理事業に 伴う排水区域の拡張
H26.9.22 市告示第37号	約747ha	約747ha	長久手市仲田	長久手市坊の後	長久手市坊の後	長久手市坊の後	長久手市段の上地内	長久手市坊の後地内	長久手市卯塚一丁目 地内	長湫南部土地区画整理事業 換地に伴う変更
			長久手久保山	長久手市坊の後	長久手市坊の後	長久手市坊の後				

7 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度です。公共用地が増える分に充てることを公共減歩といい、事業資金に充てることを保留地減歩といいます。

■土地区画整理事業の変遷

地区名	面積 (ha)	施行者	施行 年度	減歩率(%)			計画 戸数 (戸)	計画 人口 (人)	区分	決 定 告 示	備 考
				公共	保留地	合算					
長湫下山第一	約13.6ha	組合	S53～S56	22.56	7.62	30.18	332	1,261	完了	—	
長湫東部	約163.5ha	組合	S48～H5	20.04	15.29	35.33	3,806	14,463	完了	—	
長湫西部	約158.9ha	組合	S47～H12	18.76	13.81	32.57	3,907	14,847	完了	—	
岩作第一	約4.7ha	組合	H4～H16	29.39	3.76	33.15	114	342	完了	H7.8.7 町告示第53号	
長湫中部	約106.7ha	組合	S56～H25	21.49	13.50	34.99	2,732	8,742	完了	—	
長湫南部	約98.2ha	組合	H10～H26	28.90	10.96	39.86	1,880	5,000	完了	H9.4.18 県告示第377号	
長久手中央	約27.3ha	組合	H22～R4	12.60	23.47	36.07	690	1,730	完了	H20.8.26 町告示第47号	
										H22.12.24 町告示第53号	
										H25.1.22 市告示第13号	市制に伴う変更
長久手市下山	約5.5ha	組合	H25～R7	27.63	12.30	39.93	180	450	施行中	—	
公園西駅周辺	約20.6ha	市	H25～R5	25.40	18.60	44.00	480	1,200	完了	H25.1.22 市告示第4号	